

阿波おどり事業運営体制等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 阿波おどり事業に係るこれまでの運営体制及び運営状況等を検証するとともに、当該検証結果を踏まえ、令和4年度以降の阿波おどり開催に向けた新たな運営体制等のあり方について、専門的な見地から提言を求めるため、阿波おどり事業運営体制等検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 平成30年度以前における阿波おどり事業の運営体制及び運営状況等（以下「阿波おどり事業の運営体制等」という。）の検証に関すること
- (2) 令和元年度以降における阿波おどり事業の運営体制等の検証に関すること
- (3) 前各号の検証結果を踏まえた、令和4年度以降の阿波おどり事業に係る運営体制等のあり方についての提言に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員3名程度で組織する。

2 委員は、優れた識見を有する者のうちから市長が依頼する。

3 委員の任期は、第2条に規定する任務が終了する日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は公開とする。ただし、公開するところにより徳島市情報公開条例第7条に規定する非公開情報が公になる場合は、委員会の決定により非公開とすることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の運営に関する事務は、徳島市経済部にぎわい交流課において処理する。

(必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月18日から施行する。